

資料	
No	3

製造業安全対策官民協議会 設置要綱

平成29年3月

1. 名称

製造業安全対策官民協議会（以下「協議会」という。）

2. 目的

製造業における安全対策の更なる強化を図るため、官民が連携し、経営層の参画の下、業種の垣根を越え、現下の安全に関わる事業環境の変化に対する認識を分析、共有するとともに、既存の取組の改善策及び新たに必要となる取組を検討し、企業における現場への普及を推進する。

3. 活動内容

- (1) 安全に係る事業環境の変化の分析、共有
- (2) 既存の取組の評価及び改善策の検討・推進
- (3) 新たな取組の検討・推進
- (4) 検討成果の全国への発信及び普及促進（「全国産業安全衛生大会」等の活用）

4. 組織

- (1) 協議会の構成員は別紙1のとおりとし、必要に応じて見直すことができる。
- (2) 協議会の下に、ワーキンググループを置く。ワーキンググループの構成員は別紙2のとおりとし、必要に応じて見直すことができる。
- (3) 新たな構成員を加える場合は、協議会で了承を得る。

(4) 開催の事務は、中央労働災害防止協会が行う。

5. 会長等

(1) 協議会の会務を円滑に行うため、会長及び会長代理を置くことができる。

(2) 会長は協議会構成員の互選により選出し、会長代理は会長が指名する。

(3) 会長及び会長代理の任期は1年とする。

(4) ワーキンググループの会務を円滑に行うため、議長及び議長代理を置くことができる。

(5) 議長はワーキンググループ構成員の互選により選出し、議長代理は議長が指名する。

(6) 議長及び議長代理の任期は1年とする。

(7) 構成員のほか、学識経験者をアドバイザーとして参加させることができる。

(8) 謝金及び交通費は支給しない。